

厚生科学審議会再生医療等評価部会運営細則

(平成27年3月2日 再生医療等評価部会長決定)

(委員会の設置)

第1条 厚生科学審議会再生医療等評価部会（以下「部会」という。）に、その定めるところにより、委員会を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」）により構成する。

(委員長の指名)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する。

再生医療等評価部会の構成と役割

